

なるほど



正しい事業承継

－ 考え方・進め方 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会

✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 04

新しい事業承継税制（相続）の仕組み

この特例は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予」です。

予め経営承継円滑化法に基づいて確認を受けた特定後継者が、先代社長の死後に経営を承継して代表者となるとときに、一定の要件を満たしていれば、その会社の株式や出資持分を相続した分の相続税の一部の納税を猶予するということです。

納税額を減額するのでも、納税を免除するのでもなく、「猶予」する制度であること。

つまり、税額は一旦発生するが、その納税を猶予し、ある時期にそれを免除するという手順になります。

1. 納税を猶予される株式等の範囲と金額

後継者がすでに保有していた株数を含めて、全株式の3分の2に達するまでの株数を特例の適用範囲として、その株式等の80%に対応する相続税額

2. 納税を猶予されるための要件

- (1) 先代経営者の親族（甥も娘婿も含まれる）であり、すでに役員になっていた後継者が、株式の過半数を有する同族グループの中の筆頭株主で、相続開始後5ヶ月以内に代表者になっていること。
- (2) 先代経営者も、代表者であるとき及び相続開始直前において株式の過半数を有する同族の中の筆頭株主であったこと。
- (3) 相続開始後8ヶ月以内に経済産業大臣の認定を受けていて、相続開始時に以下のどれにも該当しない会社であること。

①当会社及び特別子会社が上場会社及び性風俗関連営業者②資産管理会社③資産保有会社④直前事業年度の総収入金額がゼロ⑤常時使用従業員数がゼロ

- (4) 対象となった株式等を税務署に担保に提供すること。

納税を免除される要件：後継者の死亡、次の後継者への株式の一括贈与、破産手続きの開始決定、特別清算の開始命令。

■ご意見・ご質問等をお寄せください。

以下に必要事項をご記入の上、こちらの用紙を011-622-7768まで送信してください。

御社名(必須)

氏 名

電話番号またはメールアドレス

なお、FAXの受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。 ☐ **FAX 受信拒否**



日成コンサルティング株式会社

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）